

沖縄都市モノレール株式会社一般競争入札広告沖モ第3号

沖縄都市モノレール車両検修設備 製造・設置工事について、下記のとおり一般競争入札を実施する。本広告に記載のない事項については当社で定める一般競争入札実施要綱の規定によるものとする。

令和3年 7月12日

沖縄都市モノレール株式会社
代表取締役社長 渡慶次 道俊



1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約名：沖縄都市モノレール車両検修設備 製造・設置工事
- (2) 履行場所：那覇市安次嶺地内
- (3) 工種：機械器具設置工事
- (4) 履行期間：契約日の翌日から令和7年1月31日まで
- (5) 入札方式：総合評価方式
- (6) 総合評価の適用方式：特別簡易型
- (6) 発注形態：特定建設工事共同企業体(JV)発注
- (7) 資格審査方法：事後審査型
- (8) 低入札価格調査：適用あり
- (9) 失格基準価格：適用あり

2. 特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)の結成にあたっての要件

- (1) 2社共同企業体とする。
- (2) 自主結成方式とする。
- (3) 当該工事に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- (4) 代表者は構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ最大の出資比率者でなければならない。
- (5) 構成員のうち最小の出資者の比率は、30%以上でなければならない。

3. 競争入札参加資格要件

本入札の参加資格要件は以下ア、イ、ウのとおりとする。

ア. 特定JVの代表者及びその他構成員に必要な資格に関する事項

- (1) 自治令第167条の4の規定に該当しない者。但し、同条第2項に該当する者で特に必要がある場合はこの限りでない。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者に

については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。

- (3)建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受けたものであって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。
- (4)申請書及び確認資料提出期限日から落札決定までの期間に、沖縄県の指名停止措置を受けていないこと。
- (5)入札に参加しようとする者との間に資本関係、人的関係又はその他の入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。
- (6)警察当局から排除要請がないこと。

イ. 特定 JV の代表者に必要な資格に関する事項

(1)建設業法に定める特定建設業の許可を受けた者であって、沖縄県の令和3・4年度建設工事入札参加資格者名簿に機械器具設置工事業で登録されている者。

(2)同種工事の施工実績があること。

同種工事：過去 15 年間(平成 18 年 4 月 1 日から申請書及び確認資料の提出期限日まで)に、日本国内における鉄道(モノレール及び新交通システムを含む)の車両検修設備(別紙：特記仕様書に記載する主要機器のいずれか一つ)に係る機械器具設置工事を元請けとして施工し、完成・引渡が完了した工事であること。

ただし、特定 JV 又は経常 JV の構成員としての施工実績は、出資比率 20%以上のものに限り対象とする。

(3)次に掲げる要件を満たす監理技術者を当該工事に専任(専任を要しない期間を除く。)で配置できること。専任を要しない期間については、監理技術者制度運用マニュアルによる。

①機械器具設置工事に係る建設業法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者又は、これと同等以上の資格を有す者。

「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の(ア)から(イ)のいずれかを満たすものをいう。

(ア)技術士(機械部門又は総合技術監理部門(選択科目を機械部門に限る。))の資格を有する者

(イ)これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③監理技術者については、機械器具設置業に係る建設工事に関し、2 年以上一定の指導監督的な実務経験を有する者とする。

④監理技術者にあっては、申請日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

ウ. 特定 JV の代表者以外の構成員に必要な資格に関する事項

(1)建設業法に定める特定建設業の許可を受けた者であって、沖縄県の令和3・4年度建設工事入札参加資格者名簿に機械器具設置工事業で登録されている者。

- (2) 沖縄県内に主たる営業所が存在すること。
- (3) 次に掲げる要件を満たす主任技術者を当該工事に専任(専任を要しない期間を除く。)で配置できること。専任を要しない期間については、監理技術者制度運用マニュアルによる。
- ①機械器具設置工事業に係る建設業法第 26 条第1項に規定する主任技術者又は、これと同等以上の資格を有するもの。
「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の(ア)から(イ)のいずれかを満たすものをいう。
(ア)技術士(機械部門又は総合技術監理部門(選択科目を機械部門に限る。))の資格を有する者
(イ)これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- ②配置予定技術者にあっては、申請日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

4. 申請手続き

(1) 手続き方法

本競争の参加希望者は、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び関係資料(以下「資格確認資料」という。)を持参又は郵送((2)の期限までに必着)により提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 申請書等の提出

申請にあたっては、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び入札参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)並びに共同企業体資格審査申請書、特定建設工事共同企業体協定書を提出する。

申請書の提出期間：令和 3 年 7 月 12 日から令和 3 年 7 月 28 日午後5時まで

申請書の提出先：沖縄県那覇市字安次嶺 377-2

沖縄都市モノレール 総務課(管理棟内)

電話番号 098-859-2630 担当 桃原

提出方法：申請書、確認資料を持参又は郵送により提出

申請書の作成方法：「入札説明書」による

5. 入札方法

(1) 入札書の提出日時

・持参日時：令和 3 年 8 月 6 日 9 時 50 分まで

・提出場所：沖縄県那覇市字安次嶺 377-2

沖縄都市モノレール総務課 担当 桃原

(2) 入札の方法

・入札は、入札書、委任状、工事費内訳書を封緘し表に社名を明記して、上記(1)の期限までに提出すること。

- ・入札書には工事価格を記載すること
- ・落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載し、上記の持参日時(令和 3 年 8 月 6 日 9 時 50 分)までに沖縄都市モノレール総務課へ入札書を提出すること。
- ・入札書の受付は、令和 3 年 8 月 5 日 8 時 30 分からとする。
- ・再度入札の回数は2回とする。再度入札を実施する場合には、当社担当者より入札参加者に連絡するので、指定する日時までに上記の持参場所まで入札書を提出すること。

(3) 設計図書等の配布

- ア. 配布方法 当社サイトよりダウンロード
- イ. 配布期間 令和 3 年 7 月 12 日から 7 月 28 日まで
- ウ. 問い合わせ先

(ア) 設計図書及び総合評価に関すること

沖縄都市モノレール(株)3 両化推進室 担当 新垣
TEL: 098-859-2792 MAIL: arakaki@yui-rail.co.jp

(ア) 入札及び契約手続きに関すること

沖縄都市モノレール(株)総務課 担当 桃原
TEL: 098-859-2630 MAIL: toubaru@yui-rail.co.jp

(4) 入札に関する注意事項

- ・入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- ・入札書、委任状には工事名及び工事を施工する場所をこの広告の記載に従い記入すること。
- ・代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。
なお、委任状は代理人の印では訂正できない。

(5) 工事費内訳書の提出

本工事は、すべての入札参加者に対して第1回目の入札書の提出に際し、入札書に記載される入札金額に対応した簡易的な工事費内訳書の提出を求める。

ただし、以下の点に留意すること。

- ・工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに代表者印を押印すること。
- ・契約担当者(これらの者の補助者を含む。)は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

(6) 入札の辞退

申請書の提出後、都合により入札を辞退する場合には、入札締切日時の前までに入札辞退

届を郵送又は持参により提出すること。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、落札決定までの間に他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができなくなった場合には直ちに報告すること。

(7)開札の日時：令和3年8月6日 10時

(8)落札候補者の選定及び事後審査の実施

開札後、落札者の決定を保留した上で、次のアからウまでの要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者（以下「最高評価値者」という。）から3者を落札候補者とし、当該候補者から証明資料の提出を受けた上で、入札参加資格の確認（以下「事後審査」という。）を行う。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内でかつ失格基準価格以上であること。

イ 評価値が基準評価値（基礎点を予定価格で除した数値）を下回らないこと。

ウ 提出された技術資料及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。

事後審査は、証明資料の提出を求めた者すべてについて行う。事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合や、資料不備等により評価値の減点があり落札候補者以外の者が最高評価値者となった場合、当該最高評価値者を落札候補者として事後審査を行う。

(9)証明資料の提出

開札後、落札候補者から順に低入札調査基準価格以上で入札を行った者を3者確保できるまでの順位の者に対し、「入札参加資格確認申請書等提出依頼通知書」を発行し、以下のとおり証明資料の提出を求める。

提出期限までに証明資料を提出しない者は、無効とする。

なお、当初証明資料の提出を依頼された者以外の者について審査の必要が生じた場合、証明資料の提出期限は該当者あて別途通知する。

通知日：令和3年8月6日 午後17時（予定）

申請書の提出期間：令和3年8月11日午後17時

申請書の提出先：沖縄県那覇市字安次嶺377-2

沖縄都市モノレール 総務課（管理棟内）

電話番号 098-859-2630 担当 桃原

提出方法：申請書、持参又は郵送（上記期限までに必着）により提出

提出部数：2部

(10)低入札価格調査に基づくヒアリングの実施

証明資料の提出を依頼された者のうち、低入札調査基準価格未満かつ失格基準価格以上の入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）については、どのような施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、低入札価格調査制度に

係る追加資料(以下「追加資料」という。)の提出を求め、ヒアリングを実施する。

証明資料及び追加資料の提出並びにヒアリングを辞退する場合は、「追加資料提出辞退届(※)」を提出すること。

なお、低入札調査基準価格以上の入札を行った者については、ヒアリングを実施しない。

提出依頼：開札後、令和3年8月6日午後17時(予定)までに対象業者あて連絡する。

追加資料：

- ・「追加資料様式(エクセル)」
- ・「追加資料作成要領(PDF)」

沖縄県土木建築部技術・建設業課サイト(※)からダウンロード

<http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyou/hinshitsu.html>

申請書の提出期限：令和3年8月11日 午後17時

申請書の提出先：沖縄県那覇市字安次嶺377-2

沖縄都市モノレール 総務課(管理棟内)

電話番号 098-859-2630 担当 桃原

提出方法：申請書、持参又は郵送(上記期限までに必着)により提出

提出部数：2部

ヒアリング日程：令和3年8月12日

ヒアリング場所：沖縄県那覇市字安次嶺377-2 沖縄都市モノレール 管理棟内

その他：ヒアリング日時は、追って連絡する。ヒアリングには、配置予定技術者及び資料の説明が可能な者が必ず出席すること(最大2名)。

(11)入札参加資格の確認結果の通知：入札参加資格の確認は、開札後、証明資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果を書面で通知する。

通知日：令和3年8月24日(予定)

(12)落札者の決定方法：事後審査の結果、最高評価値者が入札参加資格を有していると確認した場合は、最高評価値者を落札者とし、一般競争入札参加資格委員会の審議を経て決定する。また、その結果は全入札参加者に通知する。

(13)本入札に係る資料の取り扱い

- ・申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・契約担当者は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ・提出された申請書等は、返却しない。
- ・申請書等については、提出期限内に限り、修正、差し替え、追加、再提出(以下「修正等」という。)を認める。
- ・申請書等については、提出期限を過ぎた場合は受け付けない。
- ・申請書等の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格なしとなり、落札者となることはできない。

- ・申請書等並びに追加資料に虚偽の記載をした場合においては、今後発注予定の業務等において指名の停止等を行うことがある。

6. 総合評価方式に関する事項

- (1)総合評価の方法：本工事に係る総合評価の方法及び評価値の算出方法は、総合評価方式の運用(案)(沖縄県)を準用する。

沖縄県サイト：<https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyou/hinshitsu.html>

ア 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} \div \text{入札価格}$$

イ 技術評価点の算出方法

$$\text{技術評価点} = \text{基礎点}(100 \text{ 点※}) + \text{見直し加算点} + \text{施工体制評価点}$$

※施工体制評価点が0点の場合は、基礎点=0点となる。

なお、見直し加算点は以下の通り。

$$\text{見直し加算点} = \text{加算点} \times (\text{各社の施工体制評価点※} \div \text{施工体制評価点の満点})$$

※施工体制評価項目及び配点は「総合評価方式の運用(案)」による。

$$\text{加算点} = \text{評価点} \times (\text{各社の得点} \div \text{設定総得点})$$

- (2)評価項目等：本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、入札説明書1-(1)のとおり。

7. 入札保証金

以下により、納付の必要あり(沖縄都市モノレール契約事務規程第30条)

- 入札保証金の金額等は、見積る契約金額の 100 分の 5 以上(契約保証の予約にあっては 100 分の 10 以上)とする。ただし、次のア、イに掲げる担保の提出があった場合は、入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとし、ウ、エの提出があった場合は、入札保証金の納付を免除する。

ア 有価証券等

イ 金融機関の入札保証

ウ 保険会社との間で締結した入札保証保険契約の保険証券

エ 金融機関又は保証事業会社との間で締結した契約保証の予約に係る証書

- ※1 入札保証金の金額等は、有価証券等の総額、金融機関の入札保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。
- ※2 見積る金額とは、入札参加者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。
- ※3 保証事業会社とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。

なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

- (1)期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記ア～エのいずれかに係る書類の提出がない者
- (2)入札保証金の金額等並びに契約保証予約に係る額が上記の条件に満たない場合
- (3)入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合

また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。

【入札保証金等の提出に関する事項】

① 入札保証金

提出期限:令和 3 年 8 月 5 日 午前 10 時まで

提出先:沖縄県那覇市字安次嶺 377-2

沖縄都市モノレール株式会社 総務課 担当 桃原 TEL 098-859-2630

提出方法:当社が指定する金融機関口座に入札保証金を納付後、納付済所の写しを当社の担当者に提出すること。※提出時は事前に電話連絡すること。

② 入札保証保険証券・入札保証書・契約保証予約証書

提出期限:令和 3 年 8 月 4 日 午前 10 時まで

提出先:①に同じ

提出方法:持参又は送付 ※送付する場合は配達が確認できる方法にて送付すること。

その他:保険期間又は保証期間は入札日から 2 カ月とする。

③有価証券

受入日時・受入方法等の調整があるので、事前に①の担当者まで電話連絡すること。

8. 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄都市モノレール契約事務規程第 30 条及び工事請負契約約款第 4 条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による

保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

9. その他事項

(1)配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、2に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

(2)入札の無効

本広告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3)支払い条件は、契約書案による。

(4)工事保険

- ・請負業者賠償責任保険、組立保険、火災保険、その他保険に加入すること。
- ・保険期間は、原則、工事着工日から工期最終日+14日以上とする。

(5)契約締結の時期

本業務の契約は、落札者の決定後、7日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。

(6)請負代金の変更等

本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行う。

10. 本広告に関する質問及び回答

(1)仕様書等に関する質問事項

沖縄都市モノレール3両化推進室 担当 新垣

TEL: 098-859-2792 MAIL: arakaki@yui-rail.co.jp

(2)契約に関する質問事項

沖縄都市モノレール総務課 担当 桃原

TEL: 098-859-2630 MAIL: toubaru@yui-rail.co.jp

(3)提出期間:令和3年7月12日から令和3年7月27日17時まで

(4)提出方法:持参又はメールにより提出すること。

(5)回答方法:質問受領後、適宜当社ホームページに公開する。

以 上